

那賀町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
概要版



令和6年3月 那賀町

1. 計画策定の趣旨

高齢化の進展に伴い要介護高齢者が増加する一方、核家族化の進行等要介護者を支えてきた家族をめぐる状況の変化に対応し、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年4月に介護保険制度がスタートし、既に23年が経過しています。

本町の65歳以上人口の割合（高齢化率）は52.1%（令和5年4月末現在）と人口の過半数が高齢者となっており、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、実効性のある介護予防体制のさらなる実をはじめ、高齢者を取り巻く様々な課題に適切に対応していくことが求められています。

この度、令和5年3月末をもって、現在的那賀町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画が終了することから、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康に暮らし続けられる体制づくりに向け、那賀町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画を策定しました。

2. 計画の性格・位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定しました。

また、本計画は、町政の最上位計画である総合計画をはじめ、福祉分野計画の1つとして、関連する計画や国の法制度や指針・県の計画との整合を図りながら策定しました。

3. 計画の期間

計画期間は、**令和6年度**を初年度とし、**令和8年度**を目標年度とする3か年とします。

H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
						団塊の世代が75歳に					
令和7(2025)年までの見通し											
第7期			見直し			第8期			令和22(2040)年までの見通し		
						第9期			見直し		
									第10期		

4. 総人口・高齢者人口の見込み

将来人口推計結果

令和5年

令和8年

総人口



7,305 人

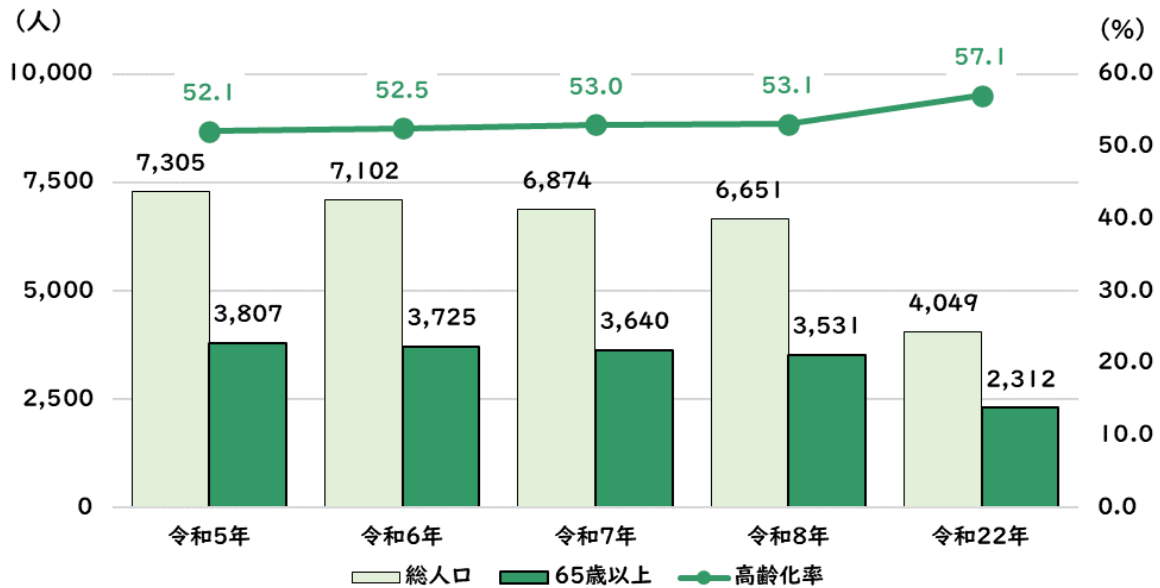
6,651 人

65歳以上
高齢者



3,807 人

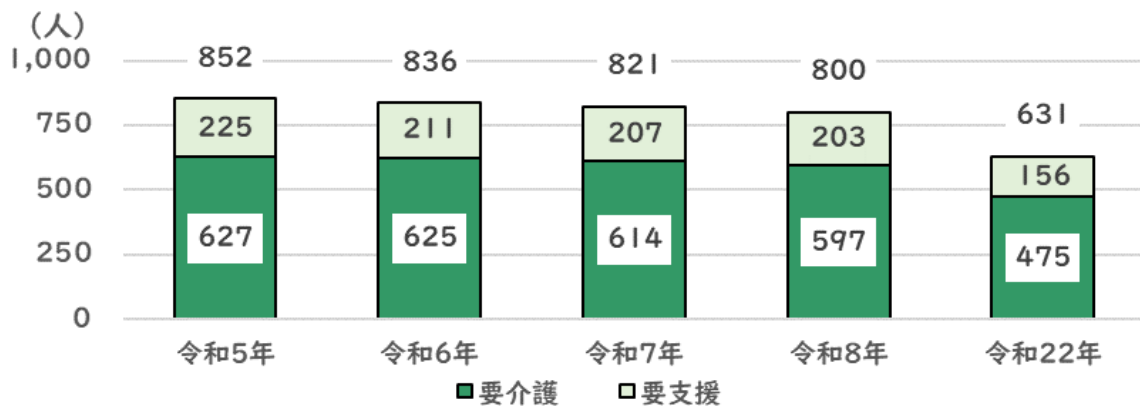
3,531 人



※実績は住民基本台帳人口（9月末現在）

5. 要介護認定者の見込み

本町の人口ビジョンにおける将来人口推計結果に基づき、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、要支援・要介護認定者数を推計した結果をみると、要介護認定者数は、第9期計画の目標年度である令和8年度には **800 人** へと推移することが見込まれます。



※地域包括ケア「見える化」システム将来推計機能により算出

6. 計画の基本理念と施策体系

基本理念

なか
『地域でなかよく、安心して暮らせる 那賀町』

～全世代型人生包括ケアの推進～

基本目標

基本施策

基本目標1
高齢者の健康と
生きがいづくり

- (1) 健康づくり・生活習慣病予防の推進
- (2) 介護予防の推進
- (3) 社会参加・交流の促進
- (4) 生涯学習活動の推進
- (5) 雇用・就労への支援

基本目標2
地域包括ケアの推進

- (1) 地域包括ケア推進体制の強化
- (2) 在宅医療と介護の連携の推進
- (3) 認知症対策の推進
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

基本目標3
生活支援体制の充実

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生活支援体制の整備

基本目標4
安心して暮らせる
環境づくり

- (1) 高齢者が安心できる住まいの確保
- (2) 防災・交通安全・防犯体制の充実
- (3) 感染症対策の推進

基本目標5
持続可能な
介護保険制度の運営

- (1) 介護サービスの基盤整備と供給量の確保
- (2) 介護サービスの質的向上
- (3) 介護保険制度の円滑な運営

基本目標 1

高齢者の健康と
生きがいづくり

【施策の方向】

住民一人ひとりの
健康づくりを促進し、
健康な心身の維持を図る。

【主な取組】

- ①健康教室の開催・特定健診受診率のアップ
- ②いきいき100歳体操・フレイルチェック
- ③老人クラブ活動支援
- ④生涯学習・教養講座の開催
- ⑤シルバー人材センター

基本目標 2

地域包括ケアの
推進

【施策の方向】

日常の生活の場において、
多様なサービスを
受けられる
体制づくりに努めます。

【主な取組】

- ①総合相談支援事業・地域ケア会議の充実
- ②介護・医療連携研修会の開催
- ③認知症サポーター養成・ステップアップ講座
- ④成年後見制度利用促進
- ⑤お助け隊やご近所サポーターなどの担い手確保

基本目標 3

生活支援体制
の充実

【施策の方向】

高齢者の在宅生活の
安心を支えるサービス、
日常生活の自立を支える
サービスを充実します。

【主な取組】

- ①ご近所サポーター・お助け隊の取組
- ②生活支援コーディネーターによる体制づくり

基本目標 4

安心して暮らせ
る環境づくり

【施策の方向】

個々の既存住宅の適切な
バリアフリー化(住宅改修)、
状況に応じた高齢者向け
施設の提供体制の確保等、
高齢者が暮らしやすい生活
環境の整備に努めます。

【主な取組】

- ①福祉施設によるサービスの提供等
- ②避難行動要支援者の支援体制の整備
- ③感染症対策の推進

基本目標 5

持続可能な介護
保険制度の運営

【施策の方向】

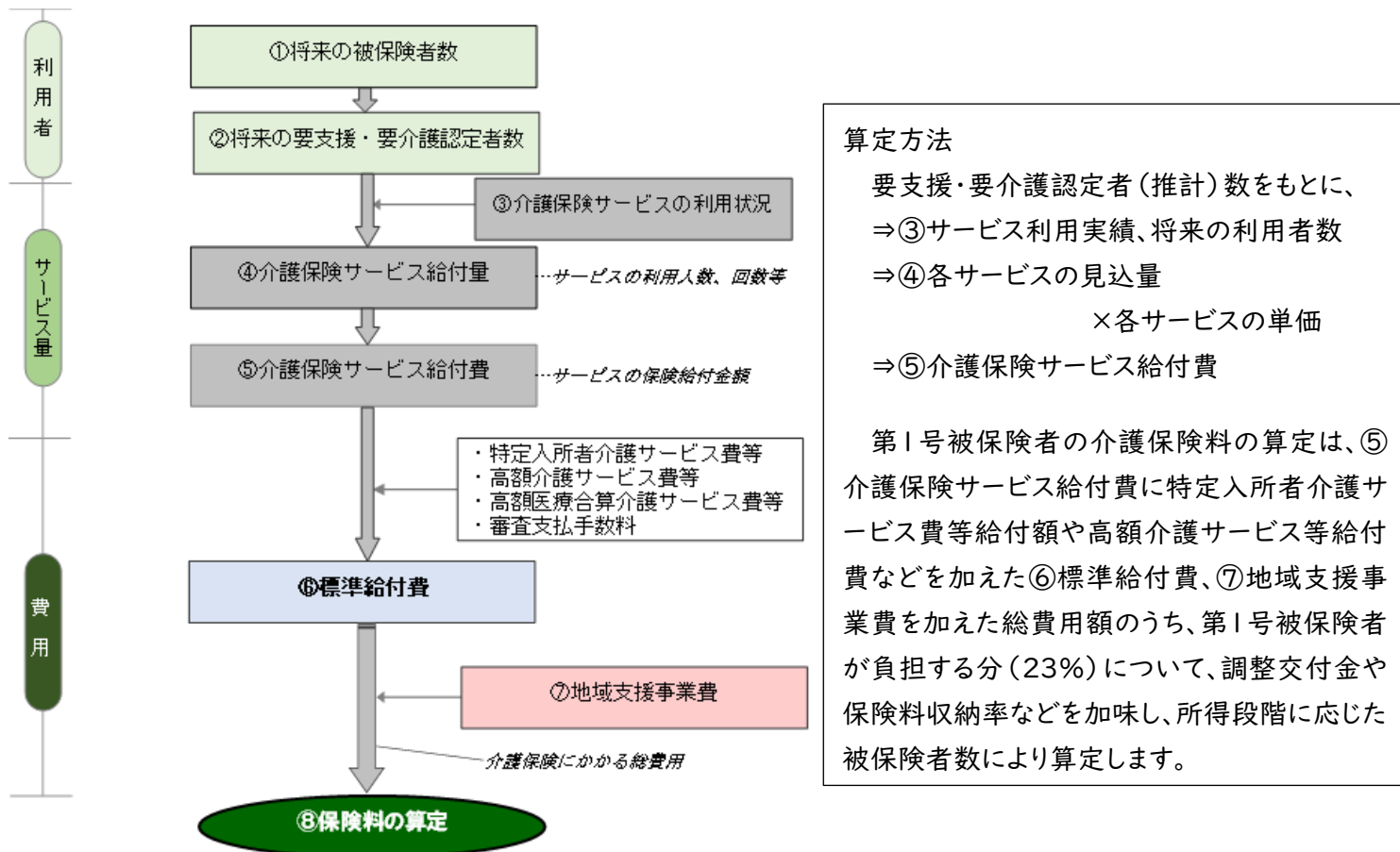
介護を必要とする方が
適切な介護保険サービスを
受けられるよう、
介護保険サービスの充実や
情報提供を行います。

【主な取組】

- ①介護保険サービスニーズの把握と体制整備
- ②介護保険サービス事業所への指導・助言
- ③各種点検等及びICT活用による業務改善



7. 介護保険事業費と第9期介護保険料



⑥標準給付費の見込み

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	1,543,157,000	1,532,273,000	1,500,692,000	4,576,122,000
特定入所者介護サービス費給付額(財政影響額調整後)	88,418,646	87,787,835	87,262,160	263,468,641
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	45,105,749	44,783,948	44,515,781	134,405,478
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,811,414	4,777,088	4,748,482	14,336,984
審査支払手数料	1,577,570	1,566,360	1,556,955	4,700,885
標準給付見込額	1,683,070,379	1,671,188,231	1,638,775,378	4,993,033,988

⑦地域支援事業の見込み

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	32,650,000	32,650,000	32,650,000	97,950,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	24,500,000	24,800,000	24,800,000	74,100,000
包括的支援事業費(社会保障充実分)	15,200,000	15,500,000	15,700,000	46,400,000
地域支援事業合計	72,350,000	72,950,000	73,150,000	218,450,000

■第1号被保険者の第9期計画における介護保険料額

区分	対象者	保険料率 【軽減後】	月額保険料額 (年額) 【軽減後月額】
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額^{※2}と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	0.455 ^{※1} 【0.285】	3,223円 (38,673円) 【2,019円】
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額^{※2}と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 	0.685 ^{※1} 【0.485】	4,852円 (58,222円) 【3,435円】
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額^{※2}と課税年金収入額の合計が120万円超の方 	0.69 ^{※1} 【0.685】	4,887円 (58,647円) 【4,852円】
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額^{※2}と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	0.9	6,375円 (76,496円)
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税であり、前年の合計所得金額^{※2}と課税年金収入額の合計が80万円超の方 	1.0 基準額	7,083円 (84,996円)
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	1.2	8,500円 (101,995円)
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	1.3	9,208円 (110,495円)
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	1.5	10,625円 (127,494円)
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 	1.7	12,041円 (144,493円)
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 	1.9	13,458円 (161,492円)
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 	2.1	14,874円 (178,492円)
第12段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 	2.3	16,291円 (195,491円)
第13段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方 	2.4	16,999円 (203,990円)

※1 保険料率について

第1段階から第3段階については、国・県・町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」に伴い、実質の負担割合が軽減される見込みです。

※2 合計所得金額について

実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額（扶養控除・社会保険料控除などを除いた後の課税所得金額とは異なる）のことを言い、平成30年度より土地売却等に係る特別控除がある場合は長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。さらに、保険料段階第1～5段階の判定においては、当該合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いて計算します。



那賀町高齡者保健福祉計画

第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)

-概要版-

発行年月:令和6年3月

発行:那賀町

編集:那賀町 保健医療福祉課

〒771-5495 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 31 番地1
電話:0884-62-1141 FAX:0884-62-1115